

福岡医発第2394号(地)
令和2年12月11日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より各都道府県衛生主管部(局)宛に通知した「持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について」に関する事務連絡が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10号の3において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人へ移行しようとするものは、その移行に関する計画を作成の上、厚生労働大臣に提出し、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、認定は令和2年9月30日で一旦期限を迎えたところです。

現在、厚生労働省において、移行計画の認定期限の延長を実現するため調整が行われているところですが、新規認定が再開されるまでの間の相談の受付等の手続が示されました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

令和 2 年 11 月 30 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公 印 省 略)

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画
の認定を受けるための申請について

この度、厚生労働省医政局医療経営支援課が各都道府県衛生主管部（局）宛に通知した「持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について」に関する事務連絡文書並びに資料を送付いたします。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 号の 3 において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人へ移行しようとするものはその移行に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、その認定は、令和 2 年 9 月 30 日で一旦期限を迎えたところです。

現在、厚生労働省は、移行計画の認定期限の延長を実現するため調整を行っているところですが、新規認定が再開されるまでの間の相談の受付等の手続が示されました。

なお、この度の認定医療法人制度の期限延長に係る医療法改正法案提出の遅れについて、厚生労働省から、この間の新型コロナウイルス感染症への対応の影響によるものであり、次期通常国会において早期の法案提出を予定している旨の説明を受けております。本会としましては、認定医療法人制度の利用を検討されている方々に不利益が生じないように、引き続き注視していく所存です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件の周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

(別添文書)

- 持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について (日本医師会宛添書、厚生労働省医政局医療経営支援課)
- 持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について (各都道府県衛生主管部(局)宛文書、厚生労働省医政局医療経営支援課)
- 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度(認定医療法人制度)の申請を検討している医療法人のみなさま
- 参考資料 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長(相続税、贈与税) (厚生労働省「令和2年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」より抜粋)

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに通知を発出いたしました。

貴会におかれましては、これをご了知いただくと共に、貴会会員に周知いただきますよう、お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 3 において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人への移行をしようとするものはその移行に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、その認定は、令和 2 年 9 月 30 日で一旦期限を迎えたところです。

現在、移行計画の認定期限の延長について調整を行っているところですが、新規認定が再開されるまでの間の手続きについては別紙のとおりとします。

貴部（局）におかれては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療法人、関係団体等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナワチ）、伊藤、石原

電話：03-5253-1111

（内線 2606、2608、2636）

持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の申請を検討している医療法人のみなさま

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度（認定医療法人制度）は令和2年9月30日で一旦、期限を迎えましたが、制度の延長については、現在調整を行っているところです。

それまでの間の申請にかかる手続きについては以下のとおりお願いいたします。

- ①現在、申請にかかる事前相談（書類の確認を含む。）を行っております。申請書の作成や認定要件等でご不明な点があればお問い合わせください。
- ②相続が発生した場合は、相続税法により相続の発生から10ヶ月以内に税務署に申告する必要がありますので、本制度の申請を検討している場合は早期にご相談をお願いいたします。
- ③既に相続が発生し、9月30日までに申請が間に合わなかった場合、早急に以下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナチ）、伊藤、石原

電話：03-5253-1111

（内線 2606、2608、2636）

医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長

1. 大綱の概要

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。

2. 制度の内容



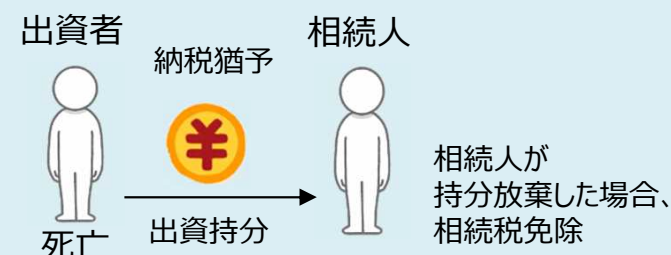
【認定要件】

- ・ 社員総会の議決があること
- ・ 移行計画が有効かつ適切であること
- ・ 移行計画期間が3年以内であること
- ・ 法人関係者に利益供与しないこと
- ・ 役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・ 社会保険診療に係る収入が全収入の80%を超えていること 等

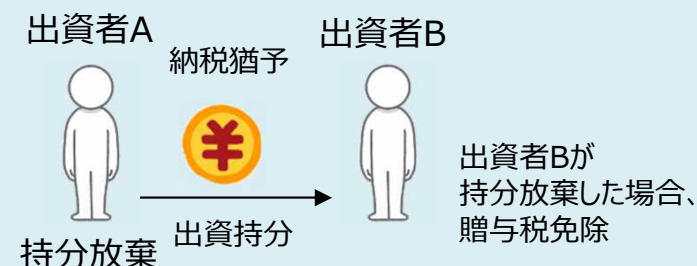
ただし、持分なし医療法人へ移行後6年を経過する日までの間に、認定要件を満たさなくなったときは、認定を取り消す。

【認定医療法人のメリット】

① 相続税の納税猶予



② 出資者間の贈与税の納税猶予



③ 医療法人への贈与税の納税猶予

